

9.農山漁村発イノベーション整備事業（定住促進・交流対策型及び産業支援型）

【令和5年度予算概算決定額 9,070（9,752）百万円の内数】

<対策のポイント>

農山漁村の自立及び維持発展に向けて、地域資源を活用しつつ、農山漁村における定住・交流の促進、農業者の所得向上や雇用の増大を図るために必要となる農産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。

<事業目標>

- 農山漁村における施設整備による雇用者数の増加（140人〔令和7年度まで〕）
- 6次産業化に取り組んでいる優良事業体数の増加（93事業体〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1. 農山漁村発イノベーション整備事業（定住促進・交流対策型）

都道府県や市町村が計画主体となり、農山漁村における定住・交流の促進、農業者の所得向上や雇用の増大等、農山漁村の活性化のために必要となる**農産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備**を支援します。

【事業期間】原則3年間（最大5年間）

【交付率】1/2等

2. 農山漁村発イノベーション整備事業（産業支援型）

農林漁業者等が多様な事業者とネットワークを構築し、制度資金等の融資又は出資を活用して6次産業化に取り組む場合に必要となる、**農産物加工・販売施設等の整備**に対して支援します。

なお、非接触・非対面での作業に対応した加工・販売施設等の整備も可能です。

【事業期間】原則1年間

【交付率】3/10等

再生可能エネルギー発電・蓄電・給電設備については、1又は2の施設整備と同時に設置する場合に加え、**既存の活性化・6次化施設に追加して設置する場合も支援**します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

定住促進・交流対策型

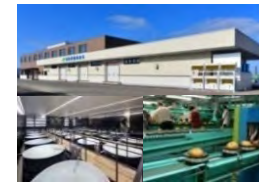
- 計画主体 都道府県、市町村※1 ※1 農山漁村活性化法に基づく活性化計画の作成が必要
- 事業実施主体 都道府県、市町村、農林漁業者団体等



農産物直売所



廃校を利用した交流施設



集出荷・貯蔵・加工施設

産業支援型

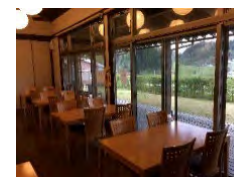
- 事業実施主体 農林漁業者団体※2
中小企業者※3

※2 六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定が必要

※3 農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画の認定が必要



農産物処理加工施設



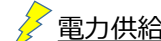
農家レストラン

発電設備等の整備



太陽光発電設備

販売・交流施設等



電力供給



EV車等への給電設備

【お問い合わせ先】

（1の事業） 農村振興局地域整備課 (03-3501-0814)

（2の事業） 都市農村交流課 (03-6744-2497)